

大切なお客さまを守るために

キャッシュカードご利用限度額設定サービス

キャッシュカードの偽造・スキミングなどの犯罪を防止するため、当金庫所定の金額の範囲で、口座単位の日あたりのご利用限度額の設定が可能です。

◎IC・生体認証ICキャッシュカード

偽造困難なICチップを搭載したICキャッシュカードと、生体情報を搭載し更に安全性を高めた生体認証ICキャッシュカードを発行しています。

- (注1) 基本限度額は、1回も限度額変更をされていない場合に適用される限度額のことです。
 (注2) 最高限度額または、当金庫所定の金額(1,000円～200万円)の範囲で既に限度額を変更された方は、ATMでの限度額の引下げが可能です。また、限度額の引上げは店舗の窓口で手続きできます。本人確認のできる公的書類とお届け印をご持参ください。
 (注3) 生体ICカードを発行しても指認証登録をするまでは、通常のICカードと同様の取扱となります。
 (注4) 生体ICカードを提携金融機関の生体IC対応ATMで利用する場合、引出限度額は200万円となり、残余额800万円については、大阪信用金庫の生体IC対応ATMを利用すれば引出しが可能です。
 ※法人の磁気カードは、基本限度額を200万円としています。

◎磁気キャッシュカードの利用限度額

限度額の引上げは店舗の窓口で手続きできます。本人確認のできる公的書類とお届け印をご持参ください。

利用するATM	ICカード		生体ICカード	
	基本限度額 ^(注1)	最高限度額 ^(注2)	基本限度額	最高限度額
磁気カード用ATM	50万円 (法人)200万円	200万円	50万円 (法人)200万円	200万円
IC対応ATM	50万円 (法人)200万円	200万円	50万円 (法人)200万円	200万円
生体IC対応ATM	50万円 (法人)200万円	200万円	1,000万円 ^(注3) (注4)	1,000万円

利用するATM	磁気カード	
	基本限度額	最高限度額
磁気カード用ATM	50万円 (法人)200万円	200万円
IC対応ATM		
生体IC対応ATM		

ATM画面ののぞき見防止

ATMの画面に特殊加工されたのぞき見防止効果のある偏光フィルムを取り付けたり、隣のATMとの仕切板を設置するなど、ATM操作をのぞかれない工夫を取り入れています。

偽造・盗難カード等による被害補償

偽造・盗難カード等を用いたATMからの不正な預金払戻し被害について、原則当金庫が補償いたします。

ただし、お客さまに「重大な過失」があった場合は、偽造・盗難カード被害のどちらも補償されません。

また、お客さまに「過失」があった場合は、偽造カードは被害額の全額、盗難カードは原則として被害額の75%相当額が補償されます。

なお、盗難カード被害の補償の対象となる期間は、被害を当金庫に通知した日から遡って原則30日までです。

	重大な過失	過失
偽造カードによる被害	×	全額補償
盗難カードによる被害	×	原則75%補償

[×]:補償されません

◎盗難通帳(証書)による被害補償

原則として、個人のお客さまが通帳・証書の盗難により被害に遭われた場合について、補償させていただきます。

◎インターネットバンキングによる被害補償

インターネットバンキングご利用のお客さまが被害に遭われた場合について、状況等を踏まえ、個別の事案ごとに補償の判断をさせていただきます。

※詳しくは当金庫の窓口等にお問い合わせください。

カード暗証番号

被害防止策として、暗証番号に推測されやすい番号の登録ができなくなっています。

なお、既にお使いの方には当金庫のATMを利用した際、画面に注意メッセージが出るようになっておりますので、被害防止の観点からもお早めにご変更ください。暗証番号の変更は、当金庫のATMで簡単に行うことができます。

◎推測されやすい番号

- 生年月日：年(和暦、西暦)・月・日のさまざまな組み合わせ
- 電話番号・携帯電話番号：前からまたは逆並びの連続した4桁の番号
- 連続番号：ひとつずつ加算されていく番号(1234、2345、3456など)ひとつずつ減算されていく番号(9876、4321、7654など)
- 同一数字：4桁とも同じ番号(0000、1111、2222など)
- 上記のほか、住所番地、勤務先の電話番号、自動車のナンバーなども変更されることをお勧めします。

振り込め詐欺対策

- 大阪府警察からの要請に基づき、高齢者や高額現金の引き出しを行われるお客さまに対し、預金小切手での払出を推奨しています。(預手プラン)
- 一定金額以上の現金払戻については、大阪府警察からのお願いアンケートの聞き取りにご協力ください。
- 窓口・ATMコーナー等にチラシ・リーフレットを備え置き、注意喚起を行っています。
- ATMコーナーでの携帯電話の利用者等には職員による声掛けを行い、未然防止に努めています。
- ATM機器の画面に注意喚起を表示しています。
- 2008年6月、振り込め詐欺救済法に関するお問い合わせ窓口を設置しました。当金庫ホームページに連絡先を公表するとともに、預金保険機構の関連サイトへのリンクも掲載しています。
- 2017年4月より、70歳以上で1年以上キャッシュカードによるATM振込をされていないお客さまの、キャッシュカードによるATM振込を制限しています。

振り込め詐欺
救済法に関する
お問い合わせ窓口

コンプライアンス部

電話番号 **0120-880-568**

受付時間 月～金 9:00～17:00(土日祝日を除く)